

第1回

国立・国定公園内における

大規模太陽光発電施設設置のあり方検討委員会

<議事要旨>

日時：平成26年9月29日（月） 15:30～17:30

場所：八重洲貸会議室「会議するなら」 田中八重洲ビル2F 会議室2A

【出席者】

■検討会委員：

阿部 宗広 一般財団法人 自然公園財団 専務理事
浦 達也 公益財団法人 日本野鳥の会
茅岡 日佐雄 一般社団法人 太陽光発電協会 企画部長
熊谷 洋一 東京大学 名誉教授
黒川 浩助 東京農工大学 名誉教授、東京工業大学 特任教授
星野 義延 東京農工大学大学院 農学研究院 准教授

■オブザーバー：

金澤 祐治 経済産業省資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部
新エネルギー対策課 課長補佐

■ゲスト：

松原 昭仁 北海道建設部まちづくり局都市計画課
依田 真司 山梨県森林環境部みどり自然課
井出 仁 山梨県エネルギー局エネルギー政策課

■事務局：

岡本 光之 環境省自然環境局国立公園課 課長
泉 光博 環境省自然環境局国立公園課 課長補佐
深谷 雪雄 環境省自然環境局国立公園課 保護係長
伴 武彦 株式会社ポリテック・エイディディ
早川 真由美 株式会社ポリテック・エイディディ

1. 開会（15：30）

- ・事務局より挨拶
- ・配布資料の確認

2. 委員紹介

- ・事務局より検討委員の紹介及び、斎藤委員欠席の旨報告
- ・オブザーバー、ゲストの紹介
- ・事務局の紹介
- ・環境省国立公園課 岡本課長より、検討委員会開催の主旨について説明
- ・事務局より、委員会の設置要綱（案）について、委員に確認
→委員異議なし

3. 座長選出

- ・事務局より、座長として熊谷洋一委員を推薦
→委員の承認を得て、座長に熊谷委員を選出
- ・座長より挨拶

4. 検 討

（1）自然公園と再生可能エネルギーに関する基本認識

- ・国立公園課より日本の国立公園制度とその概要について説明
- ・事務局より、資料3を説明

（2）太陽光発電施設の特性・現状及び環境保全上の課題

- ・事務局より、資料4を説明

以上に関する、質疑及び意見の概要

■再生可能エネルギーの導入目標値等について

- ・長期エネルギー需給見通しにおいて、再生可能エネルギーをもっと増やすよう検討中であり、それが基調としては重要である。

■検討対象とする太陽光発電設備について

- ・国立公園、国定公園における既設の太陽光発電設備は、民有か国立公園の関係の施設があるが、ここでは基本的には民有地で、民間事業者が設置しているものを想定する。

■検討対象とする地種区分について

- ・今回の議論の対象は、基本的には、地種区分で検討の対象に入るか入らないかという線引きはしない。なお、特別保護地区と第1種特別地域は、太陽光発電施設に関わらず、基本的に個人の利益や業務のために設置されるものは認めない許可基準になっている。したがって、基本的には2種、3種の特別地域あるいは普通地域が、検討の対象になる。

(3) 地方公共団体の太陽光発電施設に係る対応状況

- ・山梨県庁 井手氏、依田氏より、資料の説明
- ・北海道庁 松原氏より、資料の説明

以上に関する、質疑、意見等の概要

■自然環境への影響について

- ・県、道が示した問題点から、太陽光発電は設置する自然環境にかなり特異性があり、そのような特異性のある自然環境に集中的に影響を与える可能性がある。（
- ・国立・国定公園は、生物多様性保全という大きな役割がある。（太陽光発電事業による生物多様性への影響という観点では）知見が未熟であるので、将来にわたって課題が残らぬよう検討をする必要がある。

■太陽光発電事業における環境配慮について

- ・（山梨県の）景観への影響の指導内容として、パネルの分散設置、パネル間の植栽があるが、（事業者にとっては必要な敷地が増えるので）対応が可能か不明である。
- ・個別案件では環境配慮をしても、複数の事業が重なると、自然公園の中では大きな影響を持つ可能性がある。

■地方公共団体における審査基準について

- ・山梨県の太陽光発電設備の審査基準では「高い視点場からの眺望景観を保全することが必要であることから、太陽光発電設備及び附属設備（パワーコンディショナー、受変電設備、系統連系に係る設備、フェンス等）が重要な眺望及び圍繞景観に著しい影響を及ぼすものでないこと」と定めているが、具体的な数値等で示すのは困難であり、定性的な判断をしている。・条例や要綱で、一定の面積以上のものを規制するといった対応は可能だが、自然公園における全国的なルールが示されると、都道府県は対応しやすい。

■地域、行政、事業者の話し合いについて

- ・山梨県では急峻な地形における事業などで住民による反対があった。一方、平らなところや畑になっている場所（における事業）が多いと思われる北海道でも、地元から市町村、その後、道に話が来て、景観上の影響について顕在化した事例がある。
- ・事業者に対しては、地方公共団体の方に相談をして、どういう状況か確認の上で、色々話し合うよう勧めているが、全ての事業を同じように方向づけるのは（事業者の個々の事情等）難しい現状がある。

■行政側の担当組織の課題について

- ・メガソーラーの導入に関して、景観法、森林法、エネルギー関連法で担当が異なっており、情報が一元化されていない。・地域の人たちにどのように理解を求めるといふことは、行政としての説明も課題である。

■太陽光発電事業の特性について

- ・今回は、太陽光発電施設が無秩序に普及していること、それに対する違和感というのが議論の主体になっているが、太陽光発電施設は、そういう側面だけではなくて、再生可能エネルギーとして非常に優れた特性を持っている。本来、再生可能エネルギーの導入は地域が判断すべきだと思う。・太陽光発電事業の適切な展開、その国民に対する寄与というものを十分に考えた上で、自然環境に対する影響をどのように考えていくかを検討すべきである。

5. その他（今後の検討の進め方等）

- ・事務局より、今後の検討の進め方として、10月に現地視察。その後、10月下旬に第2回、11月下旬に第3回の検討委員会を開催したい旨説明があった。
- ・また、事務局より、第3回開催後に、「基本的な考え方（案）」をある程度整理して、パブコメの募集を実施し、年明け2月に、最終の検討委員会を開きパブコメや意見聴取の結果を踏まえ取りまとめた旨、さらには自然公園法における審査の考え方をガイドラインという形で、年度末を目途につくっていくことを希望している旨の説明があった。

閉会（17：30）

以上